

山形県介護支援専門員法定研修(※)は、**研修日程のすべて**を履修する必要があります。

諸般の事情により、**急きょ、受講できなくなる場合に備え**、あらかじめ受講時期と研修日程を確認のうえ、**計画的に受講してください!**

※「山形県介護支援専門員法定研修」とは…

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成26年7月4日老発0704第2号厚生労働省老健局長通知)に基づいて山形県が実施する、次の①から⑦の研修の総称です。

- ①山形県主任介護支援専門員更新研修
- ②山形県主任介護支援専門員研修
- ③山形県介護支援専門員専門研修(専門研修課程I又はII)
- ④山形県介護支援専門員更新研修(実務経験者対象・専門研修課程I又はII)
- ⑤山形県介護支援専門員更新研修(実務未経験者対象)
- ⑥山形県介護支援専門員再研修
- ⑦山形県介護支援専門員実務研修

- ・感染症に罹患したため、**自宅療養**のため急きょ欠席した
- ・持病が悪化(発病)し、**入院**が必要になったため欠席した
- ・思いがけず**ケガ**をし、**手術**が必要になったため欠席した
- ・突然体調が悪くなったため、**離席**した(早退した)
- ・**交通事故**による渋滞に巻き込まれ、遅刻した
- ・他の施設に手伝いに行くことになったため、欠席した

→こうした**予測や回避が困難な事情**によって、**研修を急きょ受講できなくなる**ことがありますので、**計画的に受講**することが重要です。

「計画的に受講する」って
具体的に どうすればいいの?



- 現にケアマネジャーとして働いており、勤務年数が半年を超えた
→**専門研修(専門研修課程I)**を受講してください!
※前回受講した研修が、実務研修、更新研修(実務未経験者対象)又は再研修のいずれかであった方に限ります。
- 現にケアマネジャーとして働いており、勤務年数が3年を超えた
→**専門研修(専門研修課程II)**を受講してください!
- 主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の概ね2年前になった
→**主任介護支援専門員更新研修**を受講してください!
※当該研修の受講要件を満たした方に限ります。
- ケアマネジャーではなくなった、勤務年数が3年に満たなかった
→有効期間満了日の1年前に必ず**更新研修**を受講してください!
事前に研修日程を確認し、すべての日程に参加できるよう、**日程調整のうえ**受講してください。